

**浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について**  
**(発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正に伴う変更)**

平成 19 年 9 月 28 日

本日(平成19年9月28日)、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

申請の概要は以下のとおりです。

1. 「実用炉規則(※3)の一部を改正する省令」の公布に伴う変更

「実用炉規則の一部を改正する省令」が平成19年8月9日に公布され、実用炉規則の改正に伴い、関連する保安規定の条文を変更します。

[主な変更点]

項目	現 状	変更後
安全文化の醸成	—	(追加) 原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化醸成活動を計画し、実施し、評価し、継続的に改善する。
保安に関する社長の職務	社長は、トップマネジメントとして、管理責任者(発電本部長)を指揮し、保安活動を統括する。	(変更) 社長は、原子力安全を最優先に位置づけた保安活動が行われることならびに関係法令および保安規定が遵守されることを確実にするため、発電所における保安活動に係る次の活動を統轄する。 ア. 安全文化の醸成に関すること イ. コンプライアンス意識の定着・浸透に関すること ウ. 品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善に関すること
原子炉主任技術者の職務、権限、組織上の位置づけ	原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。	(変更) <u>原子力部長は、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</u> (追加) 原子炉主任技術者は、発電所のラインに属さない専門職とする。
保安情報や不適合情報の共有化	—	(追加) ・原子力関係部門は、プラントメーカーから得られた保安に関する技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 ・不適合管理において、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合の内容をニューシア(※4)へ登録することにより、情報の公開を行う。

## 2. 発電設備の総点検の結果を踏まえた保安活動の明確化を図るための変更

発電設備の総点検の結果、当社または他社で認められた不適切な事案を踏まえ、保安活動の明確化を図るため、保安規定の変更を行います。

### (1) 当社で認められた不適切な事案を踏まえた対応

窒素補給用配管取替工事における手続不備の事案(配管材料を変更した際、工事計画書変更の届出および使用前検査の受検の未実施)が認められたことを踏まえ、同種の事案が発生することを防止し、保安活動の実効性を高める観点から、安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、法令に基づく手続きの要否を確認することおよびその確認結果について記録し、保存することを明記します。

また、安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、点検・補修等の結果の記録に、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含むことを明記します。

### (2) 他社で認められた不適切な事案を踏まえた対応

日本原子力発電(株)で認められた格納容器内における巡視点検に係る不適切な事案(格納容器内巡視時に微少な蒸気漏れを確認したが対外報告を行わず半年以上経過した後原子炉を手動停止)を踏まえ、当社において同種の事案が発生することを防止し、保安活動の実効性を高める観点から、保安規定第93条第1項に定める区域(※5)(特に立入りが制限された区域を除く。)の原子炉施設についても巡視および点検を行うことを明記します。

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

※3 実用炉規則とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則。

※4 ニューシアとは、有限責任中間法人 日本原子力技術協会が運営するデータベース「原子力施設情報公開ライブラリー」。

※5 保安規定第93条第1項に定める区域とは、管理区域のうち、次の基準を超えるまたは超えるおそれがあり、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等措施を講じている区域。

(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト

(2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍

以上